# 令和９年度森づくり県民提案事業募集要領

第１　趣旨

森づくりに対しての県民の関心を高め、県民参加の森づくりを推進するため、県民が自ら企画・立案・実行する森づくり活動を広く募集し、多様な団体等が新たに森づくり活動に参画する機会を提供する。

第２　募集する事業

１　本要領により募集する事業内容は、（１）に該当する活動とする。

ただし、次の（２）のいずれかに該当する活動は対象外とする。

（１）募集対象となる事業

ア　森林の保全・体験活動や空間利用・森づくりの普及啓発に資する事業とし、できるだけ森林内における活動を取り入れたものとすること。

イ　高林齢化・藪化した里山の広葉樹林等を整備することで、間接的にクマの出没抑制や、被害軽減に結びつく林内環境整備（以下、「クマ対策事業」という）。

なお、具体的な事業例は、次のとおりとする。

〔事業例〕

| |
|---|
| （ア）　植樹・枝払い・下草刈り等の森づくり活動 |
| （イ）　森づくり活動に関する指導者養成等 |
| （ウ）　森林の役割等を理解するための森林環境学習等 |
| （エ）　森林環境学習のための、野外活動フィールドの刈り払い等 |
| （オ）　森林作業体験・間伐材の利活用等の体験型学習等 |
| （カ）　木材や木の文化に対する理解を深める木育等に関する活動 |
| （キ）　創意工夫を凝らした森づくりに関する活動 |
| （ク）　民家に隣接する森林での林内環境整備<br>（高林齢化・藪化した林内の見透しをよくするための刈払い等） |
| （ケ）　クマの出没抑制・被害軽減に効果のある工夫を凝らした取組み等 |
| （コ）　水源地や湧水地の保全等に係る森づくりに関する活動 |
| （サ）　森林の空間利用や健康づくり等に係る森づくりに関する活動 |

（２）対象外となる事業

ア　既に他の補助・助成等を受けている、または受ける見込みのあるもの。

イ　特定の事業者の利益のために行うと認められるもの。

ウ　政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められるもの。

エ　森づくり活動以外に主眼が置かれているもの。

オ　その他当該事業の活動内容としてふさわしくないと認められるもの。

２　事業の要件

次の要件をすべて満たした事業とする。

（１）県内で実施されること。

（２）営利を目的としないこと。

３　事業の実施期間

本要領により募集する事業の実施期間は、

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日 までに活動するものを対象とする。

第３　応募できる団体等

１　法人格を有する団体（ＮＰＯ法人等)、企業、組合、ＰＴＡ、自治会等の地域住民団体、各種ボランティア団体

２　学校教育法第１条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)、保育所、若い世代で構成するグループ（大学等の学生）などの任意団体（ただし、規約等が定められており、総会等が開催されている非営利団体とする。）

３　採択数は、同一団体が同一事業を行う場合は原則３回までとする。ただし、特別な理由がある場合は５回までを限度とする。

４　学校教育法第１条に定める学校、保育所及び若い世代で構成するグループについては、次代を担う若い世代に森づくりについて体験・学習する機会を設けるために採択数に制限を設けないものとする。

| 区分 | 採択数の制限 |
|---|---|
| 法人格を有する団体（ＮＰＯ法人等)、企業、組合、ＰＴＡ、自治会等の地域住民団体、各種ボランティア団体 | 原則３回まで<br>※特別な理由がある場合は５回まで |
| 学校教育法第１条に定める学校、保育所 、若い世代で構成するグループ | 制限なし |

第４　補助の対象

１　事業の補助対象経費は、別表１のとおりとする。

２　補助対象経費における標準的な単価は、別表２のとおりとする。なお、これによらない場合、もしくはこれにない単価については、別途調査のうえ実勢にあった単価で算出するものとする。

３　補助率は補助対象経費の１０分の１０以内とする。

４　補助限度額は１団体あたり４０万円を上限とし、申請する補助金額は４０万円以下とする。

５　「クマ対策事業」については、補助限度額を１団体当たり１００万円を上限とし、申請する補助金額は１００万円以下とする。

なお、補助金額は、審査段階の査定により調整する場合があるものとする。

第５　応募方法

応募団体等は、次に掲げる書類を添付して事業提案書（様式第１号）を提出するものとする。

１　実施計画書（様式第２号）

２　事業内容詳細書（様式第３号）

３　応募団体概要書（様式第４号）
４　自己点検シート（様式第５号）
５　その他参考資料
なお、実施計画書（様式第２号）については、県民参加の森づくり事業実施要領に基づいて提出すること。

第６　提出先及び募集期間
１　第５に定める事業提案書等（以下「提案書等」という。）に必要事項を記載し、所轄の地域振興局森づくり推進課に提出するものとする。
２　応募期間は、令和８年１１月１６日（月）から令和９年１月２９日（金）までの期間とし、期間内に到着したものを有効とする。ただし、郵送の場合は当日消印有効とする。
３　提案書等を持参する場合の受付時間は、原則として、休日（祝日を含む）を除く月曜日から金曜日までの午前９時～午後４時までとする。
４　提案書等は、県森林環境保全課、各地域振興局森づくり推進課で配付するほか、秋田県公式 WEB サイト「美の国あきたネット」（※）からダウンロードできるものとする。（以下「美の国あきたネット」という。）
※ウェブページのアドレス：https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/61979

第７　採択方法
１　事業の選考
事業の選考は、提案書等の書類審査により行うものとする。
２　審　査
（１）　「森づくり県民提案事業審査要領」に基づき審査を行うものとする。
（２）　審査は、「森づくり県民提案事業審査会」（以下「審査会」という。）が行う。審査に当たっては、「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」（以下「委員会」という。）へ意見を聴くものとする。
※事業内容に関する「審査項目」は次のとおり。
〔参考〕事業内容に関する「審査項目」
ア　合致性　（森づくり県民提案事業の趣旨に合致するものであるか）
イ　波及性　（幅広く参加者を募っているか、他団体との連携や活動の広報を行っているか）
ウ　具体性　（計画が具体的で、事業効果が期待できる内容となっているか）
エ　独自性　（地域の実情や特性に応じ、活動に創意工夫が見られるか）
オ　将来性　（翌年度以降の継続性や発展性が見込まれる活動であるか）
３　採択事業の決定
審査会は、委員会の意見を受けて、総合的に判断して採択事業を決定する。
４　結果の通知
結果は、応募のあった全ての団体に通知するとともに、応募状況と併せて「美の国あきたネット」で公開する。

## 第８　その他の留意事項

１　提出された書類は、原則として返却はしないものとする。

２　本募集要領は予算成立の状況により内容が変更されることがあるものとする。

３　事業提案が採択された団体は、別に定める「秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金の交付申請を行うものとする。

４　事業の実績について、別に定める「交付要綱」に基づき事業実績報告書を提出するものとする。なお、実証実験等を行った場合は、実験成果を事業実施状況書により報告すること。

５　事業実施後は、活動内容等について、「美の国あきたネット」へ公開するものとする。また、団体の活動予定や事業の実施状況などについて、県が行う広報活動への情報提供に協力するものとする。

６　事業の実施に当たって、パンフレット、HP、標柱、木工品等やイベント会場等に、秋田県水と緑の森づくり税を活用した事業である旨を表示及び参加者に周知させるものとする。また、事前に報道機関等に情報提供を行うなど、事業の周知に努めるものとする。

## 第９　問い合わせ先

１　県庁の問い合わせ先

秋田県農林水産部　森林環境保全課　調整・森林環境チーム

TEL 018-860-1750　FAX 018-860-3899

電子メール　forest@pref.akita.lg.jp

２　各地域振興局の問い合わせ先・提案書等の提出先

（１）鹿角地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 018-5201　鹿角市花輪字六月田１　TEL　0186-23-2275

FAX　0186-23-6085

Ｅメール　kazunonourinbu@pref.akita.lg.jp

（２）北秋田地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 018-3393　北秋田市鷹巣字東中岱７６－１　TEL 0186-62-1445

FAX 0186-62-9855

Ｅメール　Kitanou@pref.akita.lg.jp

（３）山本地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 016-0815　能代市御指南町１－１０　TEL　0185-52-2181

FAX　0185-53-5565

Ｅメール　Yamanou@pref.akita.lg.jp

（４）秋田地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 010-0951　秋田市山王四丁目１－２　TEL　018-860-3381

FAX　018-860-3386

Ｅメール　akitanourinbu@pref.akita.lg.jp

（５）由利地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 015-8515　由利本荘市水林３６６　TEL　0184-22-8351

FAX　0184-22-1176

Ｅメール　yurinourinbu@pref.akita.lg.jp

（６）仙北地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 014-0062　大仙市大曲上栄町１３－６２　TEL　0187-63-6113

FAX　0187-63-6779

Ｅメール　senbokunourinbu@pref.akita.lg.jp

（７）平鹿地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 013-8502　横手市旭川一丁目３－４１　TEL　0182-32-9505

FAX　0182-32-5117

Ｅメール　Hirakanourinbu@pref.akita.lg.jp

（８）雄勝地域振興局　農林部森づくり推進課　林業振興チーム

〒 012-0857　湯沢市千石町二丁目１－１０　TEL　0183-73-5112

FAX　0183-72-5541

Ｅメール　ogachinourinbu@pref.akita.lg.jp

附　則

この要領は、令和８年１１月１０日から施行する。（森保－１５５２）

別表１

| 補助対象項目 | | 補助対象経費 |
|---|---|---|
| 報償費 | | 外部講師（技術指導者やアドバイザー等）への謝金、コンクール等の賞品（図書券等） |
| 賃金 | | 活動に伴う準備、補助員に係る経費など<br>（応募団体では実施困難な場所の刈り払い、作業に支障となる木の伐倒等は委託費とする）<br>※原則として応募団体や参加者に対する経費は対象としない |
| 旅費 | | 事業実施に必要な指導者との打ち合わせ旅費、事務局員の活動場所までの旅費、機械操作に関する研修に参加する際の旅費等 |
| 需用費 | | 事業実施に直接必要な物品等 |
| | 消耗品代 | 事業に直接必要な事務用品などの購入費 |
| | 燃料代 | チェーンソーや刈払機械の燃料代等 |
| | 印刷製本代 | 資料の印刷代、写真現像代 |
| | 資材費 | 苗木（※）、肥料、木材、案内板等の資材費<br>※苗木は、原則として秋田県内に自生する樹種とし、鳥居支柱を要するような大苗は対象外とします。 |
| | 食糧費 | 森づくり活動参加者の飲料費 |
| | 修繕費 | チェーンソーや刈払機械の修理代 |
| 役務費 | | 活動にかかる保険料、切手代等 |
| 使用料及び賃借料 | | 会議室、移動用車輌（バスなど）、土木用機材、簡易トイレの借上料 |
| 委託費 | | 団体等が自ら行うことが困難なものに限る外部への委託費<br>（地ごしらえ、応募団体では実施困難な場所の刈り払い、作業に支障となる木の伐倒等）<br>※積算根拠（見積書等）を添付してください。 |
| 講習受講料 | | チェンソーや刈払機等の機械操作に関する研修に参加する際の受講料 |
| その他 | | このほか、上記にない以下の経費等については、必要とする理由や利用計画等を審査のうえ決定する。<br>１　チェーンソー、刈払機等の耐用年数が複数年にわたる機材の購入（いずれも３万円未満に限る）<br>２　その他、補助対象項目のうち特に必要と認められる経費 |

（注）以下の経費については補助対象外とする。

１　参加者への日当や旅費及び記念品

２　土地の借上料、買い取りにかかる経費

３　汎用性の高い消耗品や備品（比較的長期間の使用に耐えられるものであって３万円以上の物品）の購入

４　第二種運転免許（大型、普通）を持たない者への運転手としての謝金

５　会員へ支払う借上料（会員所有の機材等）

６　資材購入のみにかかる費用

７　森づくり活動には直接関係のない費用

８　活動にかかる作業全般を委託に出すもの

９　前年度に購入してある資材（スコップ、鍬など）で、新たに購入する必要はないと考えられるもの

１０　申請団体の運営経費など単に負担を転嫁する結果となる経費

１１　昼食代などの経費

１２　新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告等にかかる経費

１３　身体防護・衛生管理等を目的とする安全対策にかかる経費（クマ鈴、護身用クマ撃退スプレー、虫よけスプレー、救急用品等）

ただし、役務費に規定する「活動にかかる保険料」を除く。

（＊活動における安全は事業実施主体が自ら確保すべきものであり、県は安全対策が十分であると判断した活動に対し支援を行うこととしているため、安全対策に係る経費を補助対象外としています。）

１４　その他事業の趣旨に合致しないと判断されるもの

別表２

| 費目 | 内容 | 金額（消費税込み） |
|---|---|---|
| 報償費 | 講師等の一般的な謝礼 | 5,000/日～10,000 円/日 |
| | 学識経験者への謝礼（大学教授等） | 10,000/日～20,000 円/日 |
| | コンクール等の賞品（図書券等） | 1,000 円/人程度 |
| 賃金 | 特殊作業員（機械の運転等） | 28,400 円/日 |
| | 普通作業員（下刈り作業等） | 22,500 円/日 |
| 需用費（燃料） | ガソリン | 162.91/リットル |
| | 軽油 | 151.95/リットル |

（注）金額はあくまで標準的な単価になりますので、これによらない場合、もしくはこれにない場合は、別途見積を取るなどして実勢に合った単価（消費税込み）で算出してください。